

令和5年第5回辰野町議会定例会会議録（17日目）

1. 開会場所 辰野町議事堂
2. 開会年月日 令和5年6月14日 午前10時00分
3. 議員総数 14名
4. 出席議員数 14名
- |     |      |     |       |
|-----|------|-----|-------|
| 1番  | 古村幹夫 | 2番  | 松澤千代子 |
| 3番  | 栗林俊彦 | 4番  | 吉澤光雄  |
| 5番  | 牛丸圭也 | 6番  | 小澤睦美  |
| 7番  | 向山光  | 8番  | 本多慶司  |
| 9番  | 高木智香 | 10番 | 林政美   |
| 11番 | 本田光陽 | 12番 | 小林テル子 |
| 13番 | 津谷彰  | 14番 | 舟橋秀仁  |

5. 会議事項

- 日程第1 議案第14号 辰野西小体育館設置条例を廃止する条例について
- 日程第2 議案第15号 令和5年度辰野町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第3 請願・陳情についての委員長報告
- 日程第4 議員提出議案の審議について
- 発議第1号 辰野町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について
- 発議第2号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書の提出について
- 発議第3号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める意見書の提出について
- 日程第5 議会閉会中の委員会の継続審査について
- 日程第6 議員派遣について

6. 地方自治法第121条により出席した者

町長	武居保男	副町長	山田勝己
教育長	宮澤和徳	総務課長	加藤恒男

まちづくり政策課長	三浦秀治	住民税務課長	菅沼由紀
保健福祉課長	竹村智博	子育て応援課長	高倉健一郎
産業振興課長	岡田圭助	事業者支援担当課長	菅沼隆之
建設水道課長	宮原利明	会計管理者	上島淑恵
学校支援課長	小澤靖一	学びの支援課長	福島永
辰野病院事務長	桑原さゆり		

7. 地方自治法第 123 条第 1 項の規定による書記

議会事務局長 桑原高広

議会事務局庶務係長 小林志帆

8. 地方自治法第 123 条第 2 項の規定による署名議員

議席第 5 番 牛丸圭也

議席第 6 番 小澤睦美

9. 会議の顛末

○議会事務局長

ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

○議長

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、令和 5 年第 5 回定例会第 17 日目での会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。これより日程に基づく会議に入ります。日程第 1、議案第 14 号、辰野西小体育館設置条例を廃止する条例についてを議題といたします。福祉教育常任委員会における審査結果を、福祉教育常任委員長、小林テル子議員より報告を求めます。

○福祉教育常任委員長（小林）

本定例会初日に福祉教育常任委員会に付託されました議案第 14 号についての審査状況を報告いたします。6 月 7 日午前 9 時から福祉教育常任委員会室において委員 5 名出席のもと、担当職員に内容説明を求め質疑を行いました。辰野西小体育館は昭和 38 年に体育施設補助事業として建設された経過があり、今年度まで社会体育の施設という位置付けにより町民も使用してきました。合わせて建設場所は西小学校に隣接した場所で実質的には西小学校の第一体育館の位置付けもあり、学校施設としての運用もしてきました。このように実質的には、ほかの町内小中学校の体育館と同じ取り扱

いの状況であることを鑑みて、辰野西小体育館設置条例を廃止して、ほかの小中学校体育館と同等の扱いにしていくものであります。社会体育館として改修を実施してきましたが、老朽化が激しいため学校施設としての位置付けとして補助金を活用して耐震改修をしていくとの説明もありました。主な質疑は「老朽化が進んできている、条例を改定するにあたり修理しやすくなるという説明であったがどういうことか」に対して「これまでは学びの支援課と学校支援課と一段階おかないと進まなかった担当課が、一元することによって迅速に処理ができる」「補助金等も取りやすくなるのか」の質問に「それもあります」との答弁でした。「これまでの使用状況は」の質問に「これまで 48 団体が登録している。使用する際には施設使用料は請求せず、電気使用料のみでいただいている。使用に関しては何も変わらない」の答弁でした。また補足説明では、西小体育館の大規模改修について今年度中に設計を実施し来年度に改修を実施する。川島小と統合する令和 7 年度には新しい体育館で川島小の子どもたちを迎えたいとの説明もありました。以上、審査の上採決の結果、出席者全員一致で可決すべきものと決しました。全議員の賛同をいただけますよう、よろしくお願いいたします。

○議長

ただ今の委員長報告に対し、質疑を行います。ございませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結いたします。討論を行います。ございませんか。

(議場 なし)

○議長

討論を終結いたします。これより議案第 14 号、辰野西小体育館設置条例を廃止する条例についてを採決いたします。この採決は起立により行います。本案については地方自治法第 244 条の 2 第 2 項及び議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例第 3 条の規定により、出席議員数の 3 分の 2 以上の同意を必要とする特別多数議決であります。ただいまの出席議員数は 14 名であり、その 3 分の 2 は 10 名であります。なお、この特別多数議決には私議長も表決権を行使することとされておりますのでご了承願います。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに賛成の方はご起立願います。

(起立 14名)

○議会事務局長

ご着席ください。

○議長

全員起立でございました。ただいまの起立者数は3分の2以上であり所定数に達しております。よって議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。日程第2、議案第15号、令和5年度辰野町一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。これより質疑、討論を行います。ございませんか。

○向山(7番)

2点ほどお聞きしたいと思います。1つは議案書12ページになります。企画事務費でたつのパークホテル業務用食洗器更新工事280万円が計上されております。この具体的な内容についてお聞きしたいのが1点。2点目は、2つのところにまたがりますけれども、15ページ児童福祉総務事務の備品購入費で車内置き去り防止安全装置、それから20ページに教育費の事務局事務費で備品購入費、車内置き去り防止安全装置、この安全措置について内容とそれからこのところ全国的に問題になってるわけですが、安全装置以外にもヒューマン的なチェックも必要かと思っておりますけれども、その点を含めてどのような対応を考えておられるのか、どちら2つの課にまたがっておりますので、どちらで答弁いただいても結構ですが、その2点についてお願いします。

○まちづくり政策課長

それでは私の方から企画事務の食洗機の工事についてご説明をさせていただきます。パークホテルの食器洗浄機につきましては、手洗いよりも熱い温度で大量に食器等の洗浄ができることから、合宿等において重宝しています。今年になりまして機能不全となってまいりまして、ガスの部分を一部修繕をして何とか使っている状況になっておりますが、修繕する部品がもう今作られていないことから買い替えをせざるを得ないという状況です。また、今の状況がいつ動かなくなってもおかしくないというような状況にありましたので、合宿シーズンを迎えるにあたりまして、早急に取得する必要があるため、今回補正予算をお願いしたところでございます。以上であります。

○子育て応援課長

それでは、予算書の 15 ページの方の児童福祉総務事務の方についてお答えしたいと思います。こちらにつきましては、近年相次ぎました送迎バス車内置き去りという悲しい事故を防ぐため、幼児などの送迎バスにおける所在確認、点呼や安全装置の装備が義務化となったことによります。安全装置の使用に関するガイドラインに適合する降車確認式のものを、所有する 2 台の園児のバスに取り付けるというものであります。この安全装置の設置により人員確認をするようにしたいということであり

○学校支援課長

それでは学校に関わる置き去り防止措置の関係でございますけれども、公立の小・中学校につきましては、この安全装置について義務化はされてはおりませんが、国で補助金が用意されておりますので辰野町で今回設置したいと考えているものであります。置き去り防止を支援する安全装置としまして、国のガイドライン認定品を設置予定でございます。ヒューマン的なところでいきますと、乗務員が車内の安全を確認した後に、装備した安全装置を操作するというものでございます。スクールバス 1 台を予定しております。以上です。

○向 山 (7 番)

はい。今の説明で乗務員が確認をした後に装置を起動させるということですね。わかりました。大変、二重のチェックが順番としても正しい方向なんだろうと思いますので承知しました。

○議 長

ほかにありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 15 号、令和 5 年度辰野町一般会計補正予算(第 3 号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 15 号、令和 5 年度辰野町一般会計補正予算(第 3 号)は原案のとおり可決されました。次に、日程第 3、請願陳情についての委員長

報告を議題といたします。本定例会初日に総務産業常任委員会へ付託となりました、陳情第 12 号、消費税インボイス(適格請求書等保存方式)制度の実施延期を政府に送付することを求める陳情書について、総務産業常任委員会における審査結果を、総務産業常任委員長、古村幹夫議員より報告を求めます。

○総務産業常任委員長（古村）

本定例会初日に当委員会に付託されました、陳情第 12 号、審査結果を報告いたします。6 月 7 日午前 9 時から総務産業常任委員会室において、委員全員出席のもと審査を行いました。以下、その概要を報告いたします。陳情第 12 号、消費税インボイス(適格請求書等保存方式)制度の実施延期を政府に送付することを求める陳情。提出者は、上伊那民主商工会 会長 鈴木正巳氏。趣旨は、2023 年 10 月 1 日から開始されるインボイス制度について、多くの国民や事業者はこの制度を十分に理解できておらず対応できる状況ではないとし、消費税インボイス制度の実施を延期することを求める意見書を採択し政府に送付を求めるものです。審査における主な意見として、賛成意見は中小事業者への影響が非常に大きい中で、現時点で進めるのは経済面でも大きな影響が出てくるのではないかと。本来ならばこの制度に移行する背景から勉強しなければいけない部分がある。インボイスを導入するメリットについて納得・理解できない。また、様々な事業者や国民に影響が及ぶ等が出されました。反対意見としては、少なからず益税を受けている事業者がある中で税の平等な負担が必要。延期を求めるのではなく、実施後、より良い内容にしてもらうことの議論を継続してもらいたい等が出されました。賛成・反対のほかに、現時点ではこの陳情について十分に内容ができていない部分もあるので、継続審査とすることを求める意見も出されました。採決の結果、賛成と反対が 3 対 3 の同数となり、辰野町議会委員会条例第 16 条に基づき、委員長は不採択すべきものと決しました。以上、総務産業常任委員会の審査結果を報告いたしました。ご賛同いただきますようお願い申し上げます。

○議 長

ただ今の委員長報告に対し、陳情第 12 号、消費税インボイス(適格請求書等保存方式)制度の実施延期を政府に送付することを求める陳情書について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。ありませんか。はい、初めに委員長報告に反対者の発言を許可いたします。

○高 木 (9 番)

陳情不採択の委員長報告に反対し、陳情を採択すべきとの立場から意見を述べます。本陳情書では、今年 10 月から実施予定の消費税インボイス制度について、実施の延期を求めています。まず初めに、この制度の最大の問題点は、年間の売り上げが 1,000 万円に満たない小規模の免税事業者は、インボイスつまり適格請求書を発行する権利が与えられていないということです。もしインボイスの登録をして、課税事業者になれば膨大な事務手続きと年収の 1 割近い消費税の負担を強いられます。一方、インボイスの登録をせずに免税事業者のままであれば、取引から外されたり消費税相当分の値引きをして、収入が減ることを覚悟して商売をしなければなりません。大きくはないけれど地域住民の生活に必要な商店や行きつけの小さな飲食店など、この地域で頑張っている小規模事業者の皆さんが、今、苦しい選択を迫られています。今現在、免税対象となっている小規模事業者の皆さんも、仕入れに係る消費税の負担をしております。それなのに不公平な取引環境や大手との価格競争の中で、多くの小規模事業者が消費税分を販売価格に上乗せできていません。消費税を払えるだけの利益がないというのが現状です。そういう小規模事業者に対して、今後商売を続けたいならインボイスに登録して消費税を納めなさいというのは、あまりにもひどい話ではないでしょうか。実際に私も町内の自営業の方から、「インボイス制度を白紙にしてほしい。小規模事業者をいじめているとしか思えない」という声を伺っております。インボイスが始まれば、町内の多くの小規模事業者に深刻な影響が出るのではないのでしょうか。業界によっては、インボイスの導入で 2 割から 3 割の業者が廃業を検討するというアンケート結果もあります。辰野町内にも大勢いる小規模事業者の 2 割から 3 割が廃業してしまったら、一体この辰野町はどうなってしまおうのでしょうか。課税事業者にとっては陳情書が指摘するとおり、ただでさえ人材不足、職人不足が深刻な中、インボイスの導入で新たな下請けや取引先探しを迫られ、手間のかかる納税事務が大きな負担となります。また、労働者は非正規化、外注化が加速することで不安定な生活になりかねません。このインボイス制度は地域で一生懸命頑張っている大小様々な事業者の皆さんや、そこで働く労働者、フリーランスやシルバー人材センターの会員の方たち、そして住宅の太陽光発電や自動

販売機の売り上げにまで関係します。さらに国民の電気代値上げにも繋がるというインボイス制度ですが、これだけ広範囲に大きな影響を及ぼすにもかかわらず、その中身を知らない方や事業者が多いのが現状です。それなのにこのまま今年の10月に実施をして良いのでしょうか。インボイス制度について、昨年6月15日辰野町議会では、インボイス制度の農業・農村における影響を緩和する措置を求める意見書を全会一致で可決し、国会と政府に提出しております。インボイスが農家や営農組織に深刻な影響を及ぼすためです。先日、当議会にこの陳情を提出したJA上伊那農政対策委員会にお聞きしたところ、営業緩和措置の目途は立っていないとのことでした。意見書実現の目途が立っていない状況では、インボイスの延期を求めることが当議会としての責任ある対応ではないでしょうか。日本商工会議所や税理士団体、個人事業主の団体など、様々な専門家団体もインボイスの延期や中止を求めています。2019年10月の消費税10%への増税の打撃を受け、さらにコロナで苦しみ今どうにか頑張っている事業者を、この制度によっていよいよ商売を続けられないところにまで追い込むことになってしまいます。当然新規開業などしようという気にはなりません。インボイスを導入すれば地域経済は壊れてしまいます。以上のことから、この陳情は不採択とはせず、辰野町議会として採択をして国に対して意見書を上げるべきだと思います。よって委員長報告に反対し陳情の採択を求めます。

○議長

次に委員長報告に賛成者の発言を許可します。

○小澤(6番)

私は本陳情について、委員長報告に賛成の立場から討論に参加させていただきますけれど、委員長報告の中に制度について理解したい等の意見も見受けられましたので、今までの議会での取り組み、また制度の背景をふまえて討論に参加させていただきます。そのため、討論が若干長くなりますことをお許しいただきたいと思いません。令和5年10月1日より導入されるインボイス制度とは、取引内容や消費税率、消費税額などの記載要件を満たした請求書などを発行、保存しておく制度です。つまりインボイスは適格請求書のことを指し、適格請求書保存方式をインボイス方式と呼ばれています。このインボイス制度についての陳情は、辰野町議会においても私の知る限りでは今まで今回を含め4回審議されてきました。最初の陳情は、令和3年6月議会において、2回目は令和3年12月議会においてでした。この2回の陳情は、い



ずれも現段階では今後の状況を見定めたいとのことから継続審査となりました。そして3回目の陳情は、先ほど反対討論にもありましたが令和4年6月議会における、上伊那農政対策委員会、上伊那農業協同組合からの陳情で、前の2回の陳情がインボイス制度の導入中止、実施中止を求める陳情でしたが、この陳情はインボイス制度の農業・農村における影響を緩和する措置を求める陳情で、この陳情につきましてはインボイス制度の導入はほとんどの農業者に大きな負担を与えることから、その影響を少しでも緩和することとの陳情ということで、町議会におきましても採択され意見書が国に提出されました。このような経過の中、国は陳情にもありますインボイス制度導入により影響を受けると言われるクリエイター、個人事業主、フリーランス等小規模事業者に対する負担軽減措置として、消費税の納税額を売上に対する消費税額の2割に軽減できる2割特例や、インボイス登録した場合持続化補助金への補助上限額を一律50万円プラスする制度。また、中小事業者向けには、ITツール、PC、タブレット、レジ、券売機への補助などインボイス制度導入に対して負担軽減措置、支援措置などの税制改正を行ってきました。特に農業の場合、農業者の中には先ほどもありましたけれど、適格請求書を発行するのが困難な場合もあるため、適格請求書の交付義務、発行免除の特例がいくつか用意されています。例えば、農業協同組合や農業組合法人等の組合員、その他の構成員が農協等に対して無条件委託方式かつ共同計算方式にて販売をした場合、組合員等から購入者への適格請求書の交付義務が免除される農協特例、これは辰野町の場合ほとんどがそうではないかなと思っております。また、JAに委託販売した農産物などは卸売市場を通して卸業者などに販売されますが、このような委託販売の性質上、農家が購入者一人ひとりに対して請求書を交付しなくて良い卸売市場特例、直売所など仲介販売者が売り手に代わって請求書を交付することが認められる媒介者交付特例等負担軽減措置の税制改正が行われてきました。このようなことからこの農業に関しては先の私の地元ですけれど、営農組合の会議においてもたつの営農の見解として、インボイス制度の影響は少ないのではないかな等の説明がありました。このような中、令和5年10月1日まで残り3箇半月でインボイス制度が始まるという、今6月議会に今回の陳情、国に対し適格請求書等保存方式インボイス制度の延期見直しを求める陳情書が提出されたわけです。現実を考えて延期見直しは国はできるのでしょうか。なぜかと言いますと、インボイス制度に向けて国は先ほど説明しましたような税制改正を行い、納税者の負担の軽

減に取り組み、また事業者も導入に向け取り組みを進めてきたわけです。それがここに来て延期見直しをとということになれば、大きな混乱を招くことになると思います。なお、岸田文雄首相は先の 12 日の衆議院決算行政監視委員会において、インボイス制度を予定どおり実施する考えを改めて示されています。インボイス制度導入の目的は、令和元年 10 月より消費税の軽減税率が導入され、仕入れ税額の中に 8% のものと 10% のものが混在するようになったため、取引の正確な消費税額と消費税率を把握することです。要件を満たした請求書を保存しておくことで、仕入れ側は消費税の仕入れ税額控除を受けられます。また、買い手が売り手に対して支払った消費税のうちの一部が納税されず、買い手の益税になることを是正できます。税額を明確に区分し、記録を残すことで仕入れと販売における不正やミスを防止することができます。このインボイス制度を陳情のように延期見直しすることは委員長報告にもありましたが、税の平等な負担という基本をないがしろにすることに繋がると思います。インボイス制度は、今まで免税事業者であったものが、インボイス登録し消費税の課税事業者になることによって適用される制度です。したがって、今までどおり免税事業者でいるか、課税事業者になるかを選択するのは事業者本人ということになります。的確な情報収集をして自分にとって最適な選択をすることができます。インボイスの登録も改正により、10 月 1 日以降も登録可能となりました。このようなことから若干討論が長くなりましたが、私は今回の陳情、国に対し適格請求書等保存方式インボイス制度の延期見直しを求める陳情に反対し、委員長報告どおり不採択に賛成します。

○議 長

ほかにありませんか。

(議場 なし)

○議 長

討論を終結いたします。これより陳情第 12 号、消費税インボイス（適格請求書等保存方式）制度の実施延期を政府に送付することを求める陳情書について採決いたします。お諮りいたします。本件に対する委員長報告は不採択であります。よって原案について起立により採決を行います。陳情第 12 号、消費税インボイス（適格請求書等保存方式）制度の実施延期を政府に送付することを求める陳情書を採択するに賛成の方、原案を採択するに賛成の方ご起立願います。

(起立 4名)

○議長

はい。起立少数です。よって陳情第12号は不採択とすることに決しました。次に福祉教育常任委員会へ付託となりました請願第10号、「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願書、請願第11号、「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願書、以上2件について福祉教育常任委員会における審査結果を、福祉教育常任委員長、小林テル子議員より報告を求めます。

○福祉教育常任委員長(小林)

はい。それでは報告をさせていただきます。本定例会初日に福祉教育常任委員会に付託されました、請願10号と請願11号の審査結果の報告をします。6月7日午前10時から福祉教育常任委員会室において委員5名出席のもと、請願提出者からの請願理由の説明を受け慎重に審査いたしました。以下、その概要を報告いたします。請願第10号、「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願書の審査結果です。提出者は辰野町公立学校教職員組合 執行委員長 村澤陽介氏、紹介議員は高木智香議員。趣旨は2021年度から5年計画で小学校は35人学級が実現することになりましたが中学校は40人のまま、長野県では2013年度以降35人学級を中学校でも拡大し全学年で35人学級となったが、小学校では専科職員が県基準の学級数ではなく国基準で配置されていることもあり、学級増に伴う教員増を臨時的任用職員の配置で対応している状況。学校現場では、多様な子どもたちへの対応に追われ、豊かな学びを保障することが困難な状況である。そのため、少人数学級推進と教職員定数の改善が必要であるとの説明でした。また義務教育費国庫負担制度についても、地方分権の流れの中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられたまま、厳しい地方自治体の財政事情からすると、都市と地方の自治体間の教育格差が生じていることが明らかで問題です。すべての子どもが一定水準の教育が受けられる条件整備が求められるものですとの説明を受けました。審査における質問では「35人学級と40人学級との違いは」の問いに対して、「中学校で学年4クラスの場合、20人分のゆとりが生まれる」「日々の事務処理時間が短縮され、子どもと向き合える時間が生まれる」「5人の差で学級全体の学級数を増やすことができたり、先生の数を増やせることにも繋がる」との回答でした。「小学校35

人の学級の運営状況は」の問いに、「多様な子どもたちがいる中で、低学年では一人ひとりと向き合うには厳しい状況がある」「町費でのほっとサポートの先生の配置はありがたいが、ほっとサポートの先生は教育的指導はできないため、正規の職員配置のための財源確保が必要」との回答でした。主な賛成理由としては1. 35人学級には賛成する。2. 1人ひとりに寄り添える教育が大事だと考えるため賛成。3. さらなる少人数学級推進と教育予算の増額には賛成するが、義務教育費国庫負担制度の堅持、拡充が引っかかるが、拡充が2分の1に戻すところまでと理解し賛成する。4. 1クラス35人でも多いと感じているところでの提案なので賛成する。5. さらなる少人数学級が教員の働き方改革でないことが確認できたため賛成。以上でした。以上、討論の上採決の結果、出席者5名全員一致で採択すべきとし、意見書を提出することに決しました。続いて、請願11号、「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願書の審査です。提出者は辰野町公立学校教職員組合 執行委員長 村澤陽介氏、紹介議員は高木智香議員。趣旨は、へき地手当は国から県に交付されており、近隣県では文部科学省令で定める率に準拠して支給されているが、長野県では2006年度より一級へき地手当支給率を国の定める基準8%の8分の1の1%にした。その後、地域手当1.7%が加算されているが、依然として近隣県に比べて手当支給率に大きな差がある。そのためにへき地教育に歪みが生じている。原油価格高騰を受けへき地勤務の経済的負担も増大している。近年、長野県では教員不足や教員志願者の減少などが大きな課題となっていて、県境付近では賃金格差から隣県への流出も起きている。このことから県教育委員会に対して、教職員の人材確保のためにへき地手当等支給率を近隣県並みに回復することを求めていくものとの説明を受けました。審査における質問では、「学校法で定めるへき地の定義は」の質問に対して、「公共交通機関がない山間部の学校で比較的所得水準が低い学校」「1級へき地と2級へき地とあり、長野県の総数は44校、下伊那に22校、上伊那にはない」との回答でした。「へき地手当のほかに長野県独自のそれに準ずる手当はないのか」の質問に対しては、「地域手当とへき地手当だけである」との回答でした。「長野県内のへき地手当は民間企業では既に廃止されて久しく、そうした時代背景の中で低い水準にあることは当然と捉える」との意見もありました。「昨年53名の先生が辞めていったというのは衝撃的な数字と受け止めたが」の質問に対して「岐阜県、静岡県などの県境への流出も起きています」との回答でした。「53

名の先生が辞めていったと言われたが、それはへき地の課題とは別の理由ではないか」との質問もありました。「いずれにしても辞めていく教師が増えることにより、へき地教育の人材確保に影響が出たり、将来的には上伊那の教師の人材確保にも影響を与えると考える」との回答でした。賛成の主な理由は、1. 53人の先生が辞めていく現状は理由はともかく衝撃的で、教育の人材確保は大事。2. やがて上伊那にも及んでくる問題で、長野県独自の手当はないということが確認できた。3. 中堅の先生が行きにくいへき地の実情が理解できるため、教育格差が生まれていると理解した。4. へき地の実態を見る中で、厳しい下伊那の実情がわかる等でありました。また反対の主な理由は、長野県の民間企業ではへき地手当はなくなっているという社会情勢をふまえると厳しい提案であるためでした。以上、討論の上採決の結果、賛成4名反対1名となり、賛成多数で可決すべきものと決しました。意見書を提出することに決しました。以上、委員長報告を終わります。全議員の賛同をいただけますようお願い申し上げます。

○議長

ただ今の委員長報告に対し、請願第10号、「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願書について、質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより請願第10号、「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願書についてを採決いたします。お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、請願第10号は委員長報告のとおり決しました。次に、請願第11号、「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願書についてを質疑を行います。ございませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

討論を終結いたします。これより請願第 11 号、「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願書について採決いたします。お諮りいたします。本件に対する委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決するにご賛成の方はご起立願います。

(起立 12 名)

○議 長

はい。起立多数です。よって、請願第 11 号は委員長報告のとおり決しました。次に日程第 4、議員提出議案の審議について、発議第 1 号、辰野町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についてを議題といたします。議案の朗読をいたさせます。

○議会事務局長

(議案 朗読)

○議 長

ここで提出者であります吉澤議員より趣旨説明を求めます。

○吉 澤 (4 番)

それでは、発議第 1 号、辰野町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。今回の制定は請負の定義の明確化及び議員個人による地方公共団体に対する請負を政令で定める額の範囲まで可能とする地方自治法の一部改正に伴い、辰野町議会議員と辰野町との間の同法第 92 条の 2 に規定する請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図るために条例を制定するものです。なお本条例は、町村議会議長会から提供された条例の例に準じて作成されております。施行日は交付の日からであります。ご賛同いただき、原案可決いただきますようお願いし、提案理由といたします。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。発議第1号、辰野町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって発議第1号は原案のとおり可決されました。次に、発議第2号、「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書の提出についてを議題といたします。事務局長から議案の朗読をいたさせます。

○議会事務局長

(議案 朗読)

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより発議第2号、「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書の提出についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに賛成の方はご起立願います。

(起立 13名)

○議長

はい、起立多数です。よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。次に発議第3号、「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める意見書の提出についてを議題といたします。事務局長から議案の朗読をいたさせます。

○議会事務局長

(議案 朗読)

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結します。これより「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める意見書の提出についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに賛成の方はご起立願います。

(起立 12名)

○議 長

起立多数です。よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。日程第5、議会閉会中の委員会の継続審査についてを議題といたします。総務産業常任委員長、福祉教育常任委員長及び議会運営委員長から別紙のとおり、閉会中の継続審査申し出書が提出されました。お諮りいたします。辰野町議会会議規則第72条の規程により、各委員長申し出のとおり、議会閉会中の継続審査を認めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議会閉会中も各委員会の継続審査を認めることに決しました。日程第6、議員派遣についてを議題といたします。お諮りいたします。法第100条第13項及び辰野町議会会議規則第124条の規定により、お手元に配布いたしましたとおりに議員派遣することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議員派遣については、お手元に配りましたとおりに派遣することに決しました。

以上で、本定例会の日程は、全部終了いたしました。ここで、町長の挨拶を受けます。

○町 長

5月29日に開会いたしました第5回辰野町議会定例会初日にご提案申し上げました15議案すべてを原案どおり承認、可決いただき感謝申し上げます。今議会、一般質問



では、産業振興、道路整備、環境問題、子育て支援、福祉、教育、防災等多岐にわたる分野で、様々なご意見やご提言をいただきましたので、今後の行政運営に活かしてまいります。さて複数の議員より一般質問をいただきました、小野区太陽光発電施設建設問題については、1日の議会全員協議会で報告させていただいたとおり、一部事業者より今後の撤去の意志や、新たに建設の意志がない旨を表明する通知があり大きく進展がありました。これもこの問題に対して町が毅然とした姿勢を示してきたことの成果と考えますが、今後、約束がきちんと履行されるか注視するとともに、顧問弁護士を通じ通知した残りの事業者に対してもしっかりとした対応を求めています。撤去後の土地問題など行政が直接関わることが難しい民間同士のこともありますが、町としては問題解決まで終始、地域住民に寄り添った対応に努めてまいり所存であります。また、10日開幕した第75回ほたる祭りについては、初日天候にも恵まれ4年ぶりの歩行者天国で、露店が連なる下辰野商店街は大変な賑わいを見せました。コロナ禍前とは違う新たな実行委員会体制で運営や実施内容の一部を変更せざるを得ないものもありましたが、多くの皆様のご支援、ご協力を賜り無事に開催できましたこと改めて感謝申し上げます。議員各位におかれましても、警備や案内等お祭りを支える裏方としても、それぞれのお立場でご協力いただきありがとうございました。ほたる童謡公園のゲンジボタルも、連日幻想的な光の舞を披露しており、昨晩は今年一番の1万979匹の発生が確認されました。今週末もホタルが舞う初夏の風情を十分に堪能いただけたと思いますので、ご家族、ご友人をお誘いの上お出かけいただき、楽しい初夏の思い出を作っていただきたいと思います。さて、まもなく第6次総合計画前期基本計画の計画期間・中間点にさしかかります。「一人ひとりの活躍が作り出す 住み続けたいまち」の実現のため、子育て支援、少子化対策、有機農業の推進など地域特性に合わせた地域産業の振興、長期的な視点に立った道路網計画の推進、脱炭素化、デジタル化への対応、災害に強いまちづくり等、様々な課題に立ち向かい各種事業に邁進してまいります。議員各位におかれましては、それぞれのお立場で引き続きご支援ご協力いただくことをお願い申し上げ、閉会にあたりましての挨拶といたします。どうもありがとうございました。

○議 長

以上で本日の会議を閉じます。これをもちまして、5月29日に開会しました令和5年第5回辰野町議会定例会を閉会といたします。17日間の長丁場大変ご苦労さまでし

た。

## 10. 閉会の時期

6月14日 午前 11時 02分 閉会

この議事録は、議会事務局長 桑原高広、庶務係長 小林志帆の記録したものであって、内容が正確であることを認め、ここに署名する。

令和 年 月 日

辰野町議会議長

署名議員 5 番

署名議員 6 番